

2025 年大阪・関西万博を契機
としたシティプロモーション事業
運営等業務仕様書

2025 年大阪・関西万博を契機としたシティプロモーション事業について

1 背景及び目的

本市シティプロモーションにおいては、それぞれがもつ志向に応じた豊かな暮らしを実現し、市民にとって愛着や誇りが持てるまちを目指すことを目的とし、これまでも本市の魅力を様々な手法を用いて発信してきました。また、本市シティプロモーションビジョンにおいては、行政主体の取組のみならず、市民から魅力が広がる仕掛けづくりを行うこととしています。

本市は、開幕当時非常に多くのにぎわいを創出した 1970 年大阪万博（以下、「'70 万博」という。）や万博開幕から少し遡る、1962 年の千里ニュータウンまちびらきを契機とし、鉄道や交通網が発達しました。そして、「'70 万博閉幕後にはその会場は緑豊かな万博記念公園へと再整備され、隣接する市立吹田サッカースタジアムなどをはじめとする万博周辺エリアは今もなお市民に愛されています。

2025 年大阪・関西万博（以下、「2025 万博」という。）の開催は、国内外から大阪への注目が集まるとともに、あらためて「'70 万博開催の地」として本市の強みや魅力を市民が再発見する好機と捉え、「暮らすにはぴったりのまち=Suitable City（スイタブルシティ）」の更なる実現による本市市民の市への愛着や誇りを醸成することを目的とし、これまで行ってきた魅力発信のみならず市民から魅力が広がる取組を実施するものです。

2 事業名

2025 年大阪・関西万博を契機としたシティプロモーション

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで

4 基本事項

（1）考え方

本事業においては、「'70 万博の開催地である本市の取組として、「'70 万博のテーマである「人類の進歩と調和」を踏まえ、更なる Suitable City の実現により調和のとれた未来の吹田を様々な取組を通して実感できるよう事業を展開するもの。

更なる Suitable City の実現においては、多文化共生の視点も必要であることから、事業を通して市民などが「異なる国や民族の文化に触れ、違いを知る」ことで、異なる視点から本市の魅力に触れること等をもって市民の愛着や誇りの形成

を図るものとする。

※吹田市多文化共生推進指針において、多文化共生は「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の活力、構成員として共に生きていくこと」と定義している。

(2) ターゲット

主に 30 代から 40 代のファミリー層を核としつつ幅広く本市への愛着や誇りの醸成を図るもの。

なお、イベントやワークショップ等の参加者を当該年代に限るものではない。

(3) 2025 年万博との関連

本事業名の「2025 万博を契機とした」は、2025 万博が対話による課題解決を探ろうとする取組や、見るだけではない参加する万博（共創）を掲げていることから、これらを踏まえた取組により、万博閉幕後も本市の魅力（レガシー）となり、2025 年万博の機運醸成を図る取組を実施するものとする。

また、本市は、万博国際交流プログラムにおいて、スイスを相手国に国際交流事業を実施していることから、本事業の考え方を踏まえスイスに関するコンテンツについても計画すること。

5 事業内容

(1) 基本計画の策定

業務履行期間内における基本計画を策定すること。

基本計画は、本市シティプロモーションビジョンを踏まえ、市が現在実施している事業等との連携のほか、履行期間後においても市民へ持続的な効果が期待できる計画を策定すること。

計画には下記の内容を必ず盛り込むこと。

ア テーマ

イ 本市の魅力の発掘や発信及び市民参画の方法

ウ 実施スケジュール

なお、ワークショップ等の実施により、市が全体計画の修正が必要であると判断した場合は両者による協議の上、適宜修正する。

(2) 本市の魅力を市民が発掘・発信できる企画の実施

市民が主体的に自らが住むまちの魅力（文化や地勢、歴史等を含む）を発掘し、発信するため、以下の点に留意し例えばワークショップ等を企画し実施すること。

なお、ワークショップ等の実施時には、当該事業の考え方等に照らし、吹田への期待感を持たせるような工夫を凝らすとともに、履行期間後においてもそれぞ

れの市民が発信等が続けることができるような仕掛けを施すこと。

実施回数は、その内容を踏まえ、適切な規模及び回数を設定すること。なお、同一内容のワークショップ等を少なくとも吹田市域の南北各 1 か所以上で開催するなど、開催地域を分散させ、参加者の居住地域に偏りがでないよう工夫すること。実施回数については、同一内容につき 1 回と数え、最低 6 回以上実施すること、なお、補完的にオンラインでの実施も可とする。

また、留学生をはじめとする本市に在学・在住・在勤する外国人が参加又は参画するようにすること。

なお、会場を本市の公共施設とする場合は、市で確保するが、その他会場を使用する場合は事業者が確保すること。

(3) 「人類の進歩と調和」をテーマとしたシンポジウムの開催

‘70 万博のテーマでもある「人類の進歩と調和」について、これまで本市が歩んできた歴史（進歩）や、社会情勢等を踏まえ、未来へのメッセージを発信することを目的としたシンポジウムを開催すること。

開催場所は万博記念公園内 EXPO ‘70 パビリオン別館（会場確保は市で実施予定）とし、開催時期については（2）で実施する企画や当シンポジウムの内容を踏まえ、令和 7 年 10 月 15 日（万博閉幕日）までの適切な時期を設定するとともに、会場使用料を計上すること。

なお、登壇者については、提案後本市との協議により決定するとともに、登壇者への謝礼は、特に著名な人物等に依頼する場合等を除き原則資料 1 の講師謝礼基準によるものとする。

(4) 万博関連イベントにおけるブース出展

令和 6 年度（2024 年度）に吹田市内で実施する万博関連イベント（資料 4）やすいたフェスタ 2024（令和 6 年（2024 年）9 月 7 日（土）開催予定）において、本市の魅力発信や万博の機運醸成を目的とし、少なくとも 1 回はブースを出展すること。なお、ブース出展内容については、（2）におけるワークショップに代えることができる。

ブース規模は、最大 3.6m×5.4m として計画し、ブース出展に係る人員、費用及び備品等（テントは除く）は事業者の負担とする。

(5) 魅力発信イベントの実施

（2）や（3）での取組結果等を踏まえ、令和 7 年（2025 年）に下記の要領で本市の魅力発信イベントを実施・運営すること。なお、実施日はすいたフェスタ（例年 9 月実施）の前日または翌日の土曜日もしくは日曜日を想定とし、市と協

議の上決定する。

ア 会場（案）

万博記念公園 お祭り広場

※会場使用料の計上は不要

イ イベント構成等

（ア）集客規模

8,000 人程度

（イ）コンテンツ

主にファミリー層が楽しむことができるブースやステージ企画など複数のコンテンツを組み合わせること。

また、多文化共生を実体験できるようなコンテンツも提供すること。

なお、当該イベントに係る各種の手続きについては事業者が実施すること。

ウ 実施時間

万博記念公園開園時間（9：30）以降とする。

なお、万博記念公園閉園時間（17：00）以降も実施可とするが、別途臨時対応費用が必要となることに留意すること。（資料 2）

エ ブースにかかる備品及びステージ

ブース設置に係る必要な備品（テント、机、いす等）やステージなどはすいたフェスタと共同で利用することができる。その際の費用はすいたフェスタ実行委員会と折半する。（資料 2）

なお、ステージ照明及び音響については、事業者の負担で確保すること。

オ 実施に係る協議

万博記念公園指定管理者との協議は事業者が行うものとする。

（6）広報・プロモーション

ワークショップやイベント等に関し適切な時期に広報・プロモーションを実施すること。

広報等における媒体は問わないが、本市が提供できる広報媒体は以下の通り。

- ・吹田市ホームページ
- ・市報すいた
- ・すいたん X （フォロワー 14,120）
- ・公式 LINE （フォロワー 86,371）
- ・公式 Facebook （フォロワー 2,882）
- ・吹田日刊記者クラブへの情報提供

なお、（5）のイベントについては、すいたフェスタの広報（プログラム）とも

連携することができる。

(7) アンケート実施

ワークショップやイベント等を開催した際には、事業成果を測るため、参加者を対象としたアンケートを実施すること。

なお、アンケートの内容はあらかじめ市と協議の上決定するとともに、アンケート結果を分析し、以降に実施するワークショップやイベント等に市と協議の上反映すること。

なお、アンケート結果は開催後 10 日以内に市に報告すること。

6 業務実施体制

(1) 責任者

受託者は、業務の実施にあたり責任者を 1 名定め、業務全体の統括・連絡・調整等を行う事。また、ワークショップやイベント等（以下、「イベント等」という）実施時における不測の事態に備え、業務従事者等が責任者へ緊急連絡ができるようにしておくとともに、不測の事態が発生した場合には責任者が対応すること。

(2) 業務従事者

イベント等実施時にける業務従事者については、それぞれの企画に応じた適切な人員を配置すること。

なお、魅力発信イベントについては「(4) 魅力発信イベントにおける安全管理体制」を遵守すること。

(3) 服務

本事業の実施に際しては、本市の魅力等を損なう事のないよう、接遇マナーを徹底すること。

(4) 魅力発信イベントにおける安全管理体制

イベント等実施時における安全管理体制については、資料 3 のすいたフェスタ警備業務仕様書を参考に、安全管理体制を計画し実施すること。

また、熱中症対策として、救護スタッフの配置（少なくとも看護師 1 名以上）や日よけテントの設置を行うほか、スタッフに対する熱中症対策（飲料の確保等）についてもあわせて実施すること。

なお、本イベントについては、イベント保険への加入を行うこと。

7 協議等の実施

本事業の推進にあたり、市と少なくとも月に 1 回以上定期的な協議の場を持つこと。また、各事業の実施にあたっては必ず事前協議を実施すること。

なお、会議の実施方法は、オンライン・対面どちらも可とするが、少なくとも２か月に１回は対面会議を実施すること。

８ 業務実施報告書

事業終了後に、実施内容、アンケート等の結果により得た事業効果及び収支決算書のほか、業務の成果物（イベント・ワークショップの記録、資料、ワークショップごとのまとめ等）を業務実施報告書にまとめ提出すること。

９ 委託料の支払

委託料については、年度ごとの一括払（後払）とする。

10 業務の適正な実施

（１）法令の遵守

本事業の実施における関係法令について遵守すること。

（２）個人情報の取扱い

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、その他、個人情報の保護に関する全ての関係諸法令を遵守すること。

（３）守秘義務

本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託業務終了後、並びに従事者が職務を退いた後においても同様とする。

（４）一括再委託の禁止

受託者は業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ文書にて申し出て市の了承を得ること。

11 その他

（１）合理的配慮の提供について

障がいや疾病などの理由により、ワークショップやシンポジウムの参加に際し、何らかの配慮の申し出があった場合、その申出の内容に応じ必要かつ合理的な配慮をおこなうこと。

魅力発信イベント実施時においては、手話通訳者を配置するなど、あらかじめ社会的な障がいを取り除き、障がいがあってもイベントへの参加が可能となるよう、手段を講じること。

（２）権利の帰属

本事業においてできた成果物についての権利については、本市に帰属するものとす

る。

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と受託者双方で誠意をもって協議し定めるものとする。